

**鳥取県選挙管理委員会告示第52号**

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は次のとおりであるので、同法第196条の規定により告示する。

平成24年12月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区の候補者 22,934,300円
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区の候補者 22,502,000円